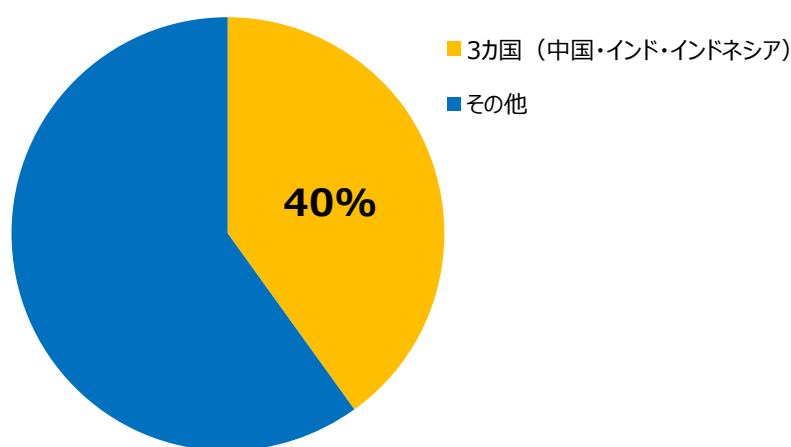




急拡大するアジアのフィンテックマーケット

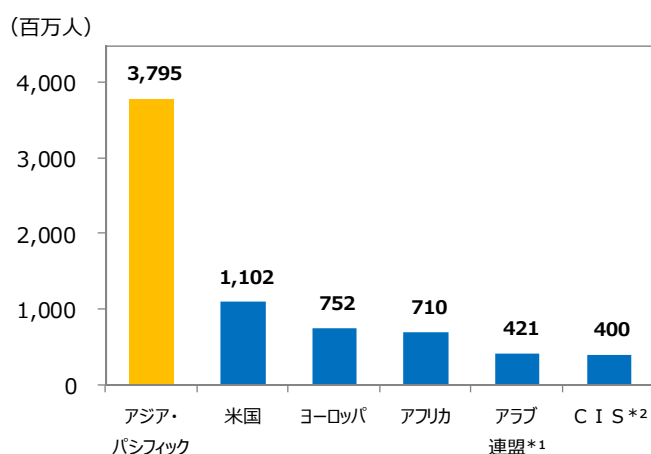
- 金融(Finance)とテクノロジー(Technology)を融合させたフィンテックの活用はこれまで、米国・英国を中心として展開されてきましたが、今後アジアのマーケットに注目が集まることが期待されています。
- アジアは人口成長が著しい地域であり、携帯電話保有者数が多く、近年ではスマートフォン利用者の割合も急速に上昇しています。一方で、インドやインドネシアなどの国々では金融サービスの普及が出遅れていることから、フィンテックが普及拡大する潜在力が高いと期待されています。
- 今回、アジアの中でも特に人口が多い、中国、インド、インドネシアのフィンテック事情についてご紹介します。

世界人口に占める中国、インド、インドネシアの割合 (2015年)



[出所] 国連「World Population Prospects: The 2015 Revision」のデータを基にSBIアセットマネジメント作成

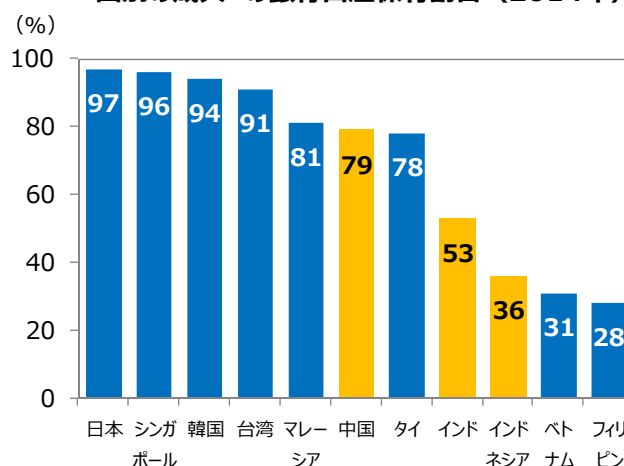
地域別の携帯電話契約者数 (2015年)



* 1: アラブ連盟はイラクなど7か国で構成されるアラブ諸国の地域協力機構
* 2: CISは旧ソビエト社会主義共和国連邦を構成していた15か国のうちバルト三国を除く12か国

[出所] ITU World Telecommunication/ICT Indicators Database, 2015のデータを基にSBIアセットマネジメント作成

国別の成人*の銀行口座保有割合 (2014年)



* : 15歳以上の男女を対象

[出所] World Bankのデータを基にSBIアセットマネジメント作成

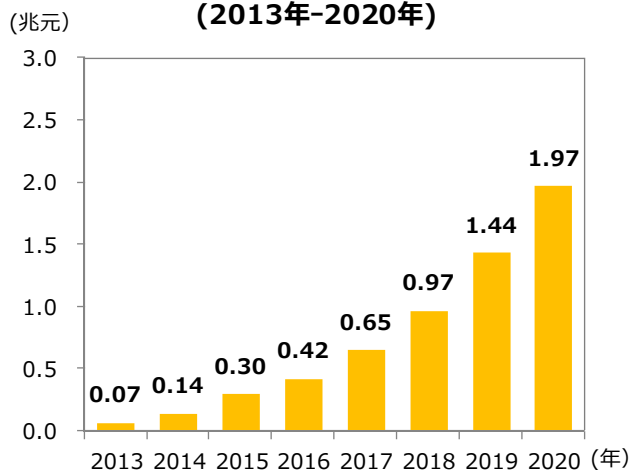


急拡大するアジアのフィンテックマーケット - 中国 -

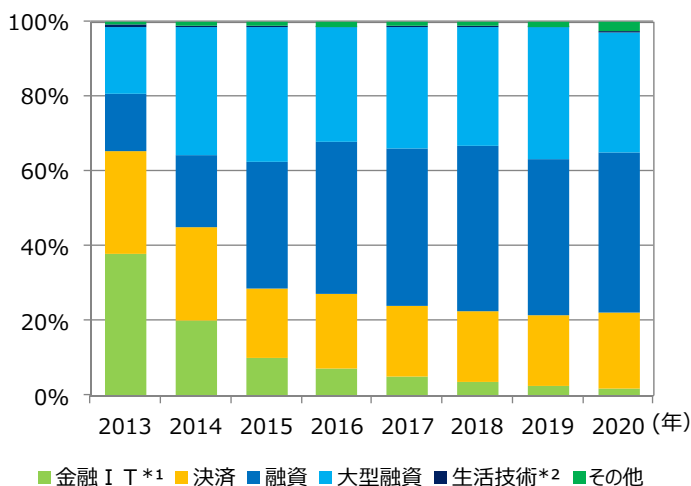
スマホ決済を中心にフィンテックの波が押し寄せる中国！

- 中国ではクレジットカードを持つ人が少なく、多くの人が電子商取引最大手アリババの『アリペイ』やテンセントの『ウィーチャットペイ』などスマートフォン向けの決済アプリを使用していると言われています。
- 背景には政府による積極的な推進施策があります。中国は1993年より電子マネーの発展を目的として、電子マネーの応用を重点とするプロジェクト「金卡工程」を実施しており、国家主導のもと、電子インフラの普及を推進していました。
- 結果として、中国における決済手段はクレジットカード決済を一足飛びし、公共料金の支払いからレストラン、タクシー料金の支払いに至るまで、様々なサービスの決済をすべて同じスマートフォンアプリで処理する光景が多く見られるようになりました。
- 一方、決済のキャッシュレス化が進むなか、中国政府は2020年までに新たなクレジットスコア(与信評価)システムの導入を目指しています。これは国民の買い物履歴やソーシャルでの行動、その他金融データに基づいてクレジットスコアを設定し、個人のローンや公務員の採用などあらゆる審査への適用を検討するもので、今後の更なるフィンテックの成長を下支えすると期待されています。

中国：フィンテック分野の収入額の推移
(2013年-2020年)



中国：フィンテック分野の収入のサービス別構成比
(2013年-2020年)



* 1:金融ITは銀行やネットバンキングなどのシステム構築技術を指します。

* 2:生活技術は決済に利用する指紋認証技術などを指します。

[出所] iReserchのデータを基にSBIアセットマネジメント作成

※2016年以降は予想値

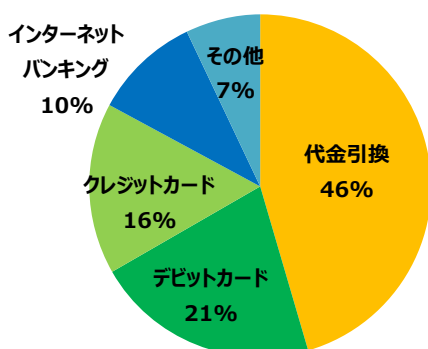


急拡大するアジアのフィンテックマーケット - インド -

高額紙幣廃止でキャッシュレス化が進むインド！

- インドではCOD（Cash on Delivery）という代引きによる現金決済が大半を占めており、クレジットカードや銀行口座の保有率がまだ低い状況にあります。しかしながら2016年11月、インド政府が高額紙幣の廃止を発表した結果、市場に流通する紙幣が不足し、モバイル決済の利用者が急増しています。
- インドの消費者に広く受け入れられているのが、「モバイルウォレット」と呼ばれるサービスです。これは主にスマートフォンにインストールした専用アプリから、QRコードを利用して、公共料金や交通機関、スーパーでの買い物に至るまで支払いができるものです。業界最大手のペイティーエム（Paytm）の展開するサービスでは、高額紙幣廃止後約1カ月半で、一日の決済件数が従来の3倍に相当する650万件と急増しました。現在、同国内において同社のサービスが利用できる店が急速に拡大しています。
- また政府は、インド版マイナンバー制度として「Aadhaar（アドハー）」と呼ばれる生体認証付きの個人認証システムの普及を推進して決済システムの高度化を目指しています。インドの人口は12億人を上回るもののインターネットの利用者数は半数を超えておらず、未だ発展途上にあることから、フィンテック関連分野においては高いポテンシャルを有していると期待されています。

インド：eコマース市場における
支払方法別構成比率（2015年）*



Paytmの決済画面



[出所]Paytm HP

（億米ドル）
インド：eコマース市場規模の推移*



*：[出所]ジェトロ - 「インドのeコマース市場調査(2017年1月)」より、SBIアセットマネジメントが作成
※2016年以降は予想値

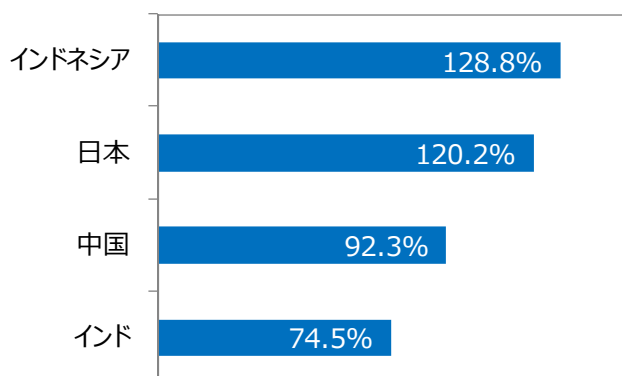


急拡大するアジアのフィンテックマーケット - インドネシア -

モバイル端末契約者数が人口を上回るインドネシア！

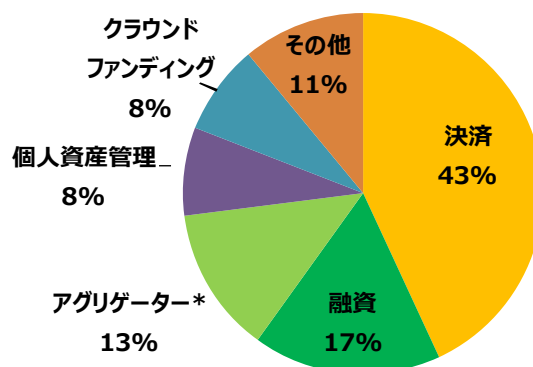
- ・ インドネシアは世界で4番目に多い人口を有し、目覚ましい発展を続けています。しかしながら、1人当たり所得は増加する一方で、アジアのなかでも銀行口座の保有比率が極めて低く、いまだ現金による決済が主流となっています。
- ・ インドネシアでは成人の口座保有率がわずか4割程度にとどまり、またクレジットカードの保有割合にいたっては3%を下回ると言われています。一方で、1億人を超えるインターネットユーザー、人口よりも多いモバイル端末契約がされているなど、そのギャップゆえに電子決済の需要が大きく高まっています。
- ・ 政府も金融サービスの普及を急務として推進しており、2015年にはインドネシア・フィンテック協会が設立され、2016年11月時点で140を超えるフィンテック企業が登場しています。特に、銀行の支店進出の進まない農村部の人々に対し、スマートフォン経由で銀行サービスを提供する新興フィンテック企業が多く台頭している状況にあります。

モバイル端末普及率の比較（2014年）



[出所]総務省 - 世界情報通信事情のデータを基にSBIアセットマネジメント作成

インドネシア：フィンテック企業の提供サービス別割合



*：代表例としてアカウントアグリゲーションツールがあり、複数の口座情報（銀行、証券、クレジットカード等の各口座）を一つのウェブ画面上に統合して表示するサービス等を指します。

[出所] DailySocial - 「INDONESIA FINTECH REPORT 2016」のデータを基にSBIアセットマネジメント作成



急拡大するアジアのフィンテックマーケット

投資信託ご購入の注意

- 投資信託をご購入の際は、必ず投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、もしくは同時にお受取りになり、内容をご確認ください。
- 投資信託は値動きのあるものであり、元本保証、利回り保証、及び一定の運用成果の保証をするものではありません。したがって、運用実績によっては元本割れする可能性があります。
- 投資信託の基準価額の下落により損失を被るリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。
- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は、投資者保護基金の支払対象ではありません。

ファンドにかかるリスク

本ファンドは、株式等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。また、外貨建て資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、**基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込む**ことがあります。

信託財産に生じた**利益及び損失は、全て投資者に帰属**します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因は以下の通りです。なお、**基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。**

- （主な変動要因）①価格変動リスク、②特定業種やテーマ銘柄へ投資が集中するリスク、③為替変動リスク、④信用リスク、⑤流動性リスク、⑥カントリーリスク、⑦デリバティブ（派生商品）に関する留意点

お申し込みの際には、必ず投資信託説明書（交付目論見書）の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。

※投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本保証はありません。

お客様にご負担いただく費用等

購入時手数料	上限 3.24%（税抜3.0%） （お買付時に直接ご負担いただく費用）
信託財産留保額	かかりません。 （途中解約時に直接ご負担いただく費用）
運用管理費用（信託報酬）	上限 年1.76904%（税抜：年1.638%） （保有期間中にファンドが負担する費用（間接的にご負担いただく費用））
その他の費用および手数料	ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等（有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等）が信託財産から差引かれます。なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。

当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

«ご注意»

投資信託にかかるリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、お申し込みの際には、必ず該当投資信託の投資信託説明書（交付目論見書）の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。

ファンドの関係法人

委託会社：SBIアセットマネジメント株式会社（ファンドの運用指図を行います。）

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第311号

加入協会／一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

受託会社：株式会社りそな銀行（ファンド財産の保管・管理等を行います。）